

輸出先国制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第三百八十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和六年二月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30103号 令和6年2月27日	Vitis L.	シャトールージュ	佐藤義紀 山梨県甲州市塩山赤尾977 佐藤義明 山梨県甲州市塩山赤尾977	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

第30105号 令和6年2月27日	Zea mays L.	みとりゆたか	国立研究開発法人農業・ 食品産業技術総合研究機 構 茨城県つくば市観音台三 丁目1番地1	〃	〃
第30106号 令和6年2月27日	〃	Ho125	〃	〃	〃